

「2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日 文部科学大臣決定）の取扱いについて」（令和元年10月11日 文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものととして取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について

令和元年10月24日
文部科学大臣決定

1. 第2次試験合格者に関する教科及び教職に関する専門性等の評価の特例

「2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日 文部科学大臣決定）の取扱いについて」（令和元年10月11日 文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものととして取扱うこととされた者（次項において「第2次試験特例合格者」という。）は、2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日 文部科学大臣決定）の規定に関わらず、第1次試験、第2次試験及び指導の実践に関する事項に係る試験に加えて、教科及び教職に関する専門性等の評価を受けなければならない。

2. 第2次試験特例合格者に関する読替え

第2次試験特例合格者については、2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領7（2）の規定中、「第1次試験、第2次試験及び指導の実践に関する事項に係る試験の全てに合格した者」とあるのは、「第1次試験、第2次試験、指導の実践に関する事項に係る試験及び「2019 年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日 文部科学大臣決定）の取扱いについて（令和元年10月11日 文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものととして取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について」（令和元年10月24日 文部科学大臣決定）1に規定する教科及び教職に関する専門性等の評価の全てに合格した者」と読み替えて同規定を適用する。

3. 教科及び教職に関する専門性等を評価する措置に関する事項

教科及び教職に関する専門性等を評価する措置に関し必要な事項は、文部科学省総合教育政策局長が定めるものとする。

(参考) 2の規定による読み替え表

2019年度小学校教員資格認定試験実施要領(平成31年4月19日文部科学大臣決定)

読替え後の規定	読替え前の規定
<p>7 合格者の公表等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1次試験, 第2次試験, 指導の実践に関する事項に係る試験及び「2019年度小学校教員資格認定試験実施要領(平成31年4月19日文部科学大臣決定)の取扱いについて(令和元年10月11日文部科学大臣決定)により第2次試験を合格したも</u> <u>のとして取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について」(令和元年10月24日文部科学大臣決定)1の規定により実施する教科及び教職に関する専門性等の評価の全てに合格した者を認定試験の合格者とし, 文部科学省が本人に合格証書を授与するものとする。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>7 合格者の公表等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1次試験, 第2次試験及び指導の実践に関する事項に係る試験の全てに合格した者を認定試験の合格者とし, 文部科学省が本人に合格証書を授与するものとする。</u></p> <p>(3) 略</p>